三沢	三沢空港ターミナル株式会社
花巻	岩手県空港ターミナルビル株式会社
仙台	仙台空港ビル株式会社
大館能代	大館能代空港ターミナルビル株式会社
秋田	秋田空港ターミナルビル株式会社
庄内	庄内空港ビル株式会社
山形	山形空港ビル株式会社
福島	福島空港ビル株式会社
東京国際	日本空港ビルデング株式会社
成田国際	成田国際空港株式会社
新潟	新潟空港ビルディング株式会社
松本	松本空港ターミナルビル株式会社
富山	富山空港ターミナルビル株式会社
能登	能登空港ターミナルビル株式会社
小松	北陸エアターミナルビル株式会社
静岡	富士山静岡空港株式会社
中部国際	中部国際空港株式会社
名古屋（小牧）	愛知県
大阪国際	大阪国際空港ターミナル株式会社
関西国際	関西国際空港株式会社
但馬	兵庫県
神戸	神戸空港ターミナル株式会社
南紀白浜	南紀白浜空港ビル株式会社
鳥取	鳥取空港ビル株式会社
美保（米子）	米子空港ビル株式会社
隠岐	隠岐空港ターミナルビル株式会社
出雲	出雲空港ターミナルビル株式会社
石見	石見空港ターミナルビル株式会社
岡山	岡山空港ターミナルビル株式会社
広島	広島空港ビルディング株式会社
山口宇部	山口宇部空港ビル株式会社

高松	高松空港ビル株式会社
徳島	徳島空港ビル株式会社
松山	松山空港ビル株式会社
高知	高知空港ビル株式会社
北九州	北九州エアターミナル株式会社
福岡	福岡空港ビルディング株式会社
佐賀	佐賀ターミナルビル株式会社
長崎	長崎空港ビルディング株式会社
熊本	熊本空港ビルディング株式会社
大分	大分航空ターミナル株式会社
宮崎	宮崎空港ビル株式会社
鹿児島	鹿児島空港ビルディング株式会社
那覇	那覇空港ビルディング株式会社
屋久島	屋久島空港ターミナルビル株式会社
久米島	久米島空港ターミナルビル株式会社
石垣	石垣市
宮古	宮古空港ターミナル株式会社

附　則

平成二十一年観光庁告示第十六号は、廃止する。

○防衛省告示第六十三号

平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日　　防衛大臣　北澤　俊美

第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第二号中「平成二十二年十月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

○防衛省告示第六十四号

昭和五十年防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日　　防衛大臣　北澤　俊美

第一中「の使用料」の下に「及びその支払方法」を、「保安料の額」の下に「並びにこれらの支払方法」を加え、「定めた使用料の額と同一の額とする。この場合において、使用料の一括納付については、当該飛行場を管理する部隊の長の承認を受けて行うものとする。」を「定めるところによる。」に改める。

第二の一㈠ア中「千円」を「九百五十円」に、「千四百円」を「千三百八十円」に、「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に改める。

第四中「使用料の」を「第二及び第三に規定する使用料の」に、「（第三において適用する場合の着陸料を含む。）、停留料及び」を「及び停留料（第一に規定するものを除く。）並びに」に改める。